

平成 19 年 10 月 16 日

白馬村 村長
太田 紘熙 殿

白馬村新ごみ処理施設を考える連絡協議会
会長 宮田 温巳

村長の議会における答弁について（続）
－公開質問状－

前回に引き続き議会（9月26日）における一般質問での小林議員の質問に対する村長の答弁について、私どものものが疑問とするところを記します。それについて1週間を目途に、ご回答くださるようお願いいたします。

以下（A）（B）の答弁は、小林議員の再質問に対する答弁の一部ですー、

（A） 「①私ども（連協）は（建設計画に）反対をするにあたっては白馬村にごみ処理場は必要であると、しかし、あの場所はいかななものかという点で、反対運動をしているんですと、こういう言い方をしておられました。②私はそれを聞いて表現の仕方がおかしいんじゃないですか、それだったら、それなりの文言をきちっと出して場所を変えて欲しいというなら、そういうやっぱりストレートな言い方にさせていただくほうがよいんじゃないでしょうかと、いうことを再三申し上げてきたけれども、③それ以後の（新聞）折込みにもいっこうに改善されていなかったという過程もあるわけです」（番号は論述の便宜上付けたものです。）

質問：

- 1) ①はいつ頃の発言ですか、データがあればそれをお示してください。また、連協は依然同じスタンスでいるとお考えですか。
- 2) 私どもは、当初から建設計画そのものの正当性を問うているのです（「建設計画の正当性を問う（1）（2）」）。それに対して、連合からは断片的な回答はいただいています、包括的な回答は一度もいただいています

ん。たとえば、「建設計画の正当性を問う（１）」についてはほとんど無視の状態です。とりわけ、建設計画が、公共性に依拠する民主主義の政治手法を無視して、住民の知る権利を顧みない進め方を批判し続けてきた私どもに、正式に応答したことは一度もありません。そのような状態で、建設計画に反対なら、飯森以外で適当なところを提案すべきだとするのは道理にかなっていません。連合は私どもが提起した問題にまず応答すべきです。それには知らぬ存ぜずを決め込んで、具体案を出せば「考えてやる」的な態度は、率直に言ってきわめて傲慢です。これでは「身近な村政の創出」ということばが泣きます。反論をお聞かせください。

- 3) ③について。「改善」とは驚きました。権力者としての村長の傲慢さを象徴することばです。それに①と③をつなげて論ずるのは非論理的です。村長の連協に対する思い込みを示す一例です。反論をお聞かせください。

(B)「統一見解といったことも、ごみ処理連協（ママ）の皆さんが①本当にごみ処理場は必要だと、②白馬には必要だと・・・白馬には必要だという前提で話をされているんですか？③そういう意味の統一見解の基にやとりられることですか？そういう意味での統一見解をお出しになったらどうなんでしょうか。」

質問：

- 1) ①について。村長は、私どもを「ごみ処理場不要論者」にしたがっているようですが、それはどういう理由からですか。具体的事例を示して説明してください。私どもはかつて一度もゴミ処理場はいらないなどと言ったことはありません。そんな非常識なことをいうわけがないでしょう。
- 2) ②について。私どもは飯森に建てることの問題点については何度も指摘してきました。しかし、白馬村の（飯森以外の）どこかに建てるのが適当なのかについては、一度も議論したことも公表したこともありません。私どもが言い続けてきたのは、飯森に建てることには問題がありすぎる、それに建設計画自体に問題があるのだから、白紙撤回ないしは一時凍結して検討委員会を立ち上げて、計画をどこまで戻すのが適当なのかを検討するというものでした。当面これ以上の具体案はないでしょう。こうしたプロセスを経た上でなければ、飯森以外で白馬のどこが適当かを論ずるのは、まったく不適切です。私どもの主張に賛成できなければ、その理由をお示してください。
- 3) ③について。村長の提案は、「（連協は）飯森には反対だが、白馬村のどこかに建てる必要があると考えている。われわれは x x 地区が適当だと

考える」というように提案すべしというものです。しかし、私どもの立場は2)で述べたとおり明快です。にもかかわらずそれに連合と村長がのってこようとならないのは、「白馬のどこかに建てなければならない。それがダメなら、白馬村と決めてきた白馬村の首長の顔が立たない」、という白馬村の首長の事情があるからと考えます。それ以外の理由があったらお示してください。

(注)

1) 答弁(A)(B)は、次のような文脈の中で出てきたものです。小林村議は、およそ4千名の署名についての村長の受け止め方に疑問を呈して再質問をしました。問題のポイントは、(1)しがらみやもろもろの圧力で署名できなかった人がかなりいると推測できる。そのことを考慮に入れるべきだ。(2)連協の代表が(第2次の)署名簿を提出した際、「本当に統一見解が取れた上での署名なのか証拠を示して欲しい」とする趣旨の村長の発言に対して、「こういうことは、言うべきじゃないと思います」と村長をたしなめました。上述(A)(B)の答弁は、この(2)に反応した答弁です。なお、「証拠を示して欲しい」に対して「私は確証をお持ちの上でやっておられますか」という表現をしたように記憶しております」と答弁しています。仮にそうだとしても、本質的意味は少しも変わらない。こうした言い換えは、「目くらまし」の一種で問題の解決になんら貢献しません。